

◆社会福祉施設の用途判断フロー

○ステップ1

・表1により、計画建築物の用途が条例第2条第2項第一号又は第三号に示す「社会福祉施設」に該当するかどうか判断する。

【概要】

ステップ1においては、計画建築物の施設名による判断を行うこととします。
各法令に定義された施設名により、条例に規定する「社会福祉施設」に該当するかどうかを判断します。

施設によっては、利用者・定員等の人数が少ない場合法令に定義されず、「対象外」と判断されることもあります。

例：届出不要の無認可保育園（定員5人以下）



○ステップ2

・ステップ1により判断が困難な場合は、表2により、計画建築物が社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する「社会福祉事業」に位置づけられた事業を行う施設に該当するかどうか判断する。

【概要】

ステップ2においては、計画建築物で行う事業の内容による判断を行うこととします。
社会福祉法に基づく「社会福祉事業」のうち、許可が必要な【第一種社会福祉事業】又は届出が必要な【第二種社会福祉事業】において各法令に定義された事業の内容により、条例に規定する「社会福祉施設」に該当するかどうかを判断します。

施設によっては、入所者・定員等の人数が一定人数以下の場合法令に定義されず、「対象外」と判断されることもあります。

例：放課後児童健全育成事業を行う「放課後児童クラブ」で登録児童数が20名未満で届出が不要なもの



○ステップ3

・ステップ1、2より判断が困難な場合は、個別に具体的な計画建築物の利用者や利用計画・状況等の情報により、条例に示す「社会福祉施設」に該当するかどうか判断する。なお、「社会福祉施設」に該当しない場合でも、他の特定生活関連施設に該当する用途がないかの確認を行う。

【概要】

ステップ3においては、計画建築物の利用者や利用状況により個別に判断を行うこととします。

①利用者が、「高齢者、障害者等」に該当するか？

→条例第2条において、「高齢者、障害者、妊産婦、幼児等で日常生活又は社会生活において行動上の制限をうけるもの」と定義されている。

なお、バリアフリー法逐条解説において、障害者には知的障害者、精神障害者及び発達障害者等が含まれ、行動上の制限に関し、障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する「疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等」の負担の原因となる様々な制約が含まれる旨明示されている。

②利用者が、「不特定かつ多数」に該当するか？

→不特定かつ多数の判断は難しいが、特定又は少数といった限定的な利用でない場合は、該当すると判断する。

例：グループホームは、特定少数のものが利用する寄宿舎と判断している。

「社会福祉施設」に該当しない場合でも、条例の趣旨に沿って、他の「特定生活関連施設」に該当する場合も考えられますので、注意が必要です。

例：福祉関連法令に基づかない施設や事業で、福祉に類似するサービスを提供する場合は、「サービス施設」として対象施設面積が300㎡以上であれば、特定生活関連施設と判断することも考えられる。

※「判断が困難」とは、単に施設名や事業の内容では判断ができない場合を指します。

【表1: 社会福祉施設一覧】

(令和6年3月末時点)

施設名	根拠条文	バリアフリー法の 特定建築物		バリアフリー法の 特別特定建築物		福まち条例の 特定生活関連施設 条例第2条第2項
		令第4条		令第5条		
		第10号	第11号	第9号	第10号	
児童福祉施設	児童福祉法 第7条第1項					—
助産施設	児童福祉法 第36条	○				第三号
乳児院	児童福祉法 第37条	○				第三号
母子生活支援施設	児童福祉法 第38条	○				第三号
保育所	児童福祉法 第39条第1項	○				第三号
※認可保育所	児童福祉法 第35条第4項認可	○				第三号
※認可外保育所 (無認可保育所)	児童福祉法 第59条の2第1項 要届出対象 外: 少数(5人以下)、施行規則第49条の2	○				第三号
幼保連携型認定こども園	児童福祉法 第39条の2第1項 ※認定こども園法第2条第7項	○				第三号
児童厚生施設	児童福祉法 第40条		○		○	第一号
児童養護施設	児童福祉法 第41条	○				第三号
障害児入所施設(福祉型・医療型)	児童福祉法 第42条第1号、第2号	○		※		第三号(第一号)
児童発達支援センター	児童福祉法 第43条	○		※		第三号(第一号)
児童心理治療施設	児童福祉法 第43条の2	○				第三号
児童自立支援施設	児童福祉法 第44条	○				第三号
児童家庭支援センター	児童福祉法 第44条の2	○				第三号
里親支援センター	児童福祉法 第44条の3	○				第三号
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法 第5条第1項					—
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法 第31条		○		○	第一号
補装具製作施設	身体障害者福祉法 第32条	○		※		第三号(第一号)
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法 第33条		○		○	第一号
視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法 第34条		○		○	第一号
保護施設	生活保護法 第38条第1項					—
救護施設	生活保護法 第38条第2項	○		※		第三号(第一号)
更生施設	生活保護法 第38条第3項	○		※		第三号(第一号)
医療保護施設	生活保護法 第38条第4項	○				第三号
授産施設	生活保護法 第38条第5項 (社会福祉法 第2条第2項第7号)	○		※		第三号(第一号)
宿所提供施設	生活保護法 第38条第6項	○				第三号
隣保館	社会福祉法 第2条第3項第11号	○				第三号
女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する 法律第12条	○				第三号
母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第39条第1項					—
母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第39条第 1項第1号	○				第三号
母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第39条第 1項第2号	○				第三号
こども家庭センター	母子保健法 第22条第2項	○				第三号
障害者支援施設	障害者総合支援法 第5条第11項					—
身体・知的・精神障害者支援施設(通所系) <生活介護、自立訓練、就労移行支 援、就労継続支援>	障害者総合支援法 第5条第11項 (同条第7項、第12項、第13項及び第14項)	○		※		第三号(第一号)
精神障害者支援施設(居住系) <生活介護、自立訓練、就労移行支 援、就労継続支援>	障害者総合支援法 第5条第11項 (同条第7項、第12項、第13項及び第14項)	○		※		第三号(第一号)
地域活動支援センター	障害者総合支援法 第5条第27項	○		※		第三号(第一号)
福祉ホーム(通所系、居住系)	障害者総合支援法 第5条第28項	○		※		第三号(第一号)

施設名	根拠条文	バリアフリー法の 特定建築物		バリアフリー法の 特別特定建築物		福まち条例の 特定生活関連施設 条例第2条第2項
		令第4条		令第5条		
		第10号	第11号	第9号	第10号	
老人福祉施設	老人福祉法 第5条の3					—
老人デイサービスセンター	老人福祉法 第20条の2の2		○		○	第一号
老人短期入所施設	老人福祉法 第20条の3	○		○		第一号
養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の4	○		○		第一号
特別養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の5	○		○		第一号
軽費老人ホーム	老人福祉法 第20条の6	○		○		第一号
老人福祉センター	老人福祉法 第20条の7		○		○	第一号
老人介護支援センター	老人福祉法 第20条の7の2		○		○	第一号
有料老人ホーム	老人福祉法 第29条第1項	○		○		第一号
介護老人福祉施設	介護保険法 第8条					—
特定施設	介護保険法 第8条第11項	○		○		第一号
介護専用型特定施設	介護保険法 第8条第21項	○		○		第一号
地域密着型特定施設	介護保険法 第8条第21項(入居定員29人以下)	○		○		第一号
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第22項(入居定員29人以下)	○		○		第一号
介護保険施設	介護保険法 第8条第25項 ・指定介護老人福祉施設【第48条第1項第一号】 ・介護老人保健施設【第8条第28項】 ・介護医療院【第8条第29項】	○		○		第一号
介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第27項(入居定員30人以上) (老人福祉法第20条の5)	○		○		第一号
その他						—
児童発達支援を行う施設	児童福祉法 第6条の2の2第2項	○		※		第三号(第一号)
放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法 第6条の2の2第3項	○		※		第三号(第一号)
事業所内保育事業を行う施設	児童福祉法 第6条の3第12項	○				
地域障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律 第19条第1項第3号		○		○	第一号
障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律 第27条第2項		○		○	第一号
共同生活援助を行う住居	障害者総合支援法 第5条第17項	○				第三号
小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法 第8条第19項	○		○		第一号
認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護保険法 第8条第20項	○				第三号

※ 高齢者、障害者等身体の機能上の制限をうける者が利用する場合は、特別特定建築物に該当する。

【出典・引用：バリアフリー法逐条解説(建築物)2021年版】

【参照条文】

- ・バリアフリー法施行令第4条第10号 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ・バリアフリー法施行令第4条第11号 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・バリアフリー法施行令第5条第9号 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る)
- ・バリアフリー法施行令第5条第10号 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・福祉のまちづくり条例第2条第2項第1号 バリアフリー法に規定する特別特定建築物で規則で定める一定規模以上のもの
- ・福祉のまちづくり条例第2条第2項第3号 学校又は社会福祉施設(第1号の特別特定建築物に該当する学校又は社会福祉施設を除く。)で、規則で定めるもの

【表2：第一種・第二種社会福祉事業】

		(令和6年3月末時点)	
◆社会福祉法			
社会福祉事業(第2条)		下記人数以上で対象事業	
●第一種社会福祉事業【許可】(第2条第2項)		入所	入所以外
生活保護法	救護施設を経営する事業	5名	20名
	更生施設を経営する事業		
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業		
	生計困難者に対して助葬を行う事業		
児童福祉法	乳児院を経営する事業		
	母子生活支援施設を経営する事業		
	児童養護施設を経営する事業		
	障害児入所施設を経営する事業		
	児童心理治療施設を経営する事業		
	児童自立支援施設を経営する事業		
老人福祉法	養護老人ホームを経営する事業		
	特別養護老人ホームを経営する事業		
	軽費老人ホームを経営する事業		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	障害者支援施設を経営する事業		
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設を経営する事業		
—	授産施設を経営する事業		
—	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		
●第二種社会福祉事業【届出】(第2条第3項)		入所	他
—	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業		20名
生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業		10名
児童福祉法	障害児通所支援事業	5名	20名
	障害児相談支援事業		
	児童自立生活援助事業		
	放課後児童健全育成事業		
	子育て短期支援事業		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	地域子育て支援拠点事業		
	一時預かり事業		
	小規模住居型児童養育事業		
	小規模保育事業		
	病児保育事業		
	子育て援助活動支援事業		
	親子再統合支援事業		
	社会的養護自立支援拠点事業		
	意見表明等支援事業		
	妊産婦等生活援助事業		
	子育て世帯訪問支援事業		
	児童育成支援拠点事業		
	親子関係形成支援事業		
助産施設を経営する事業			
保育所を経営する事業			
児童厚生施設を経営する事業			
児童家庭支援センターを経営する事業			
里親支援センター			
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業			
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を経営する事業		20名
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	養子縁組あっせん事業		
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業		
	父子家庭日常生活支援事業		
	寡婦日常生活支援事業		
	母子・父子福祉施設を経営する事業		

【表2：第一種・第二種社会福祉事業】

◆社会福祉法		(令和6年3月末時点)	
社会福祉事業(第2条)		下記人数以上で対象事業	
●第二種社会福祉事業【届出】(第2条第3項)		入所	他
老人福祉法	老人居宅介護等事業	5名	20名
	老人デイサービス事業		
	老人短期入所事業		
	小規模多機能型居宅介護事業		
	認知症対応型老人共同生活援助事業		
	複合型サービス福祉事業		
	老人デイサービスセンターを運営する事業		
	老人短期入所施設を運営する事業		
	老人福祉センターを運営する事業		
	老人介護支援センターを運営する事業		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業	5名	20名 (10名※)
	一般相談支援事業を運営する事業		20名
	特定相談支援事業を運営する事業		
	移動支援事業を運営する事業		
	地域活動支援センターを運営する事業		
	福祉ホームを運営する事業		
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業	20名	
	手話通訳事業		
	介助犬訓練事業		
	聴導犬訓練事業		
	身体障害者福祉センターを運営する事業		
	補装具製作施設を運営する事業		
	盲導犬訓練施設を運営する事業		
	視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業		
	身体障害者の更生相談に応ずる事業		
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談に応ずる事業		
—	生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業		
—	生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業		
介護保険法	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業		—
	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業		—
—	隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金をこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)		—
—	福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)		—
上記事業に関する連絡又は助成を行う事業(助成金額が毎年度500万円以上、助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50以上)			—

【事業対象外】

- ・更生保護事業
- ・実施期間が6月(上記事業に関する連絡又は助成を行う事業にあつては、3月)を超えない事業
- ・社団又は組合の行う事業で、社員又は組合員のためにするもの

※生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業